

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和5年4月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

- （1）特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
 - （2）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）
- ※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2以内又は定額）
- 交付対象 地方公共団体 ※中間執行団体
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ

